

八戸市地域おこし協力隊員募集要項

外国人への日本語教育の推進や国際交流イベントの企画・運営などに取り組む隊員候補者を募集します！



1. はじめに

八戸市は人口約 22 万人の都市です。青森県の豊かな自然資源に囲まれる一方で、農林水産業や商工業、流通・サービス業といった多様な産業が集積する地域の中核都市として、陸・海・空の交通アクセスにも恵まれています。また、通勤・通学、医療、買い物などの日常生活圏も形成されています。

また、八戸市は青森県で最も多くの外国人が居住する地域で、約 1,700 人が暮らしています。今後、外国人労働者やその家族などの増加が見込まれ、日本語教育をはじめとした多文化共生施策の必要性が増しています。その一方で、日本語教師のなり手不足、外国人労働者への日本語教育の場の提供、地域の外国人と日本人の相互理解などの課題を抱えています。

そこで、日本語教育の推進に関する活動を軸に、国際交流イベントの企画・運営などの活動に取り組む「地域おこし協力隊員」を募集します。私たちと一緒に外国人と日本人が共に暮らしやすいまちづくりに取り組みながら、八戸市で新しい生活を始めてみませんか？



2. 活動内容

(1) 日本語教育の推進に関する活動

八戸市の日本語教育を推進している NPO 法人と連携しながら、講座運営に参画します。講師の募集・育成、外国人児童生徒の支援なども行います。

(2) 国際交流イベントの企画・運営

外国人と日本人の交流イベントを新たに企画・運営するほか、既存事業の見直しにも取り組みます。

(3) このほか、地域おこしに資する内容で市長が必要と認める活動

3年間の活動例

- 1年目 講座の準備、講師、イベント企画・運営など
- 2年目 1年目の活動のほか、講師の募集・育成、外国人児童生徒の支援など
- 3年目 2年目の活動のほか、新規事業の提案、退任後の起業・就職等の準備など

1日の勤務例

【日本語講座開催日】	【講座開催日以外】
14：00 出勤、講座準備	9：00 出勤、講座準備
16：30 休憩	12：00 休憩
17：30 講座会場へ移動	13：00 イベント企画
18：00 準備、講座運営	15：00 講座チラシ作成
20：00 片付け、振り返り	16：00 退勤
21：00 退勤	

3. 募集対象

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等※₁から、隊員に決定後生活の拠点を八戸市内に移し、住民票を異動することができる方（現住所が八戸市の方は該当になりません）または一定の条件※₂を満たしている方
- (2) 地域おこしに熱意を有し、積極的に活動する意欲がある方
- (3) 心身ともに健康で誠実に職務を遂行できる方
- (4) 普通自動車免許を有している方
- (5) 次の①～④のいずれかを満たしている方(令和7年3月31日までに満たす見込みの方を含む)
 - ①大学・大学院で日本語教育を専攻した者
 - ②4大卒+日本語教師養成講座（420時間以上）を修了した者
 - ③日本語教育能力検定に合格した者
 - ④登録日本語教員の者
- (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格条件※₃に該当しない方

※1 3大都市圏をはじめとする都市地域等

- ①3大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県）内の都市地域（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の対象・指定地域を有する市町村に該当しない市町村）
- ②条件不利地域がない政令指定都市（さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、札幌市、熊本市）
- ③京都市、相模原市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市の政令指定都市のうち条件不利区域以外の区域
- ④3大都市圏内的一部条件不利地域（条件不利地域のうち、全域が過疎地域自立促進特別措置法等の対象地域・指定地域に該当する市町村以外の市町村）のうち条件不利区域以外の区域

※2 一定の条件

次の①～③のいずれかに該当すること

- ①八戸市以外の市町村において、地域おこし協力隊員として同一地域で2年以上活動し、かつ解職後1年以内で、隊員に決定後生活の拠点を八戸市内に移し、住民票を移動することができる
- ②JETプログラム参加者として2年以上活動し、かつ終了後1年以内
- ③海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されておらず、隊員に決定後生活の拠点を八戸市内に移し、住民票を移動することができる

※3 地方公務員法第16条に規定する欠格条件

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 募集人数

1人

5. 勤務地

原則として八戸市内（研修など、市外勤務もあります）

6. 勤務時間

- (1) 勤務の割り振りは、週 30 時間を越えない範囲で所属長が定めます。原則として、月曜日～金曜日の週 5 日、1 日 6 時間の勤務とします。また、1 日あたり 1 時間の休憩時間があります。
- 例 講座開催日以外（週 2、3 日程度） 9：00～16：00 うち 1 時間休憩
講座開催日 （週 1、2 日程度） 14：00～21：00 うち 1 時間休憩
- (2) 業務内容によって、休日（「9. 待遇・福利厚生（4）」参照）及び時間外に勤務する場合があります。休日及び時間外に勤務した場合は、代休対応とします。

7. 雇用形態・期間

- (1) 隊員の身分は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定するパートタイムの会計年度任用職員とします。（活動に支障のない範囲で兼業が認められる場合があります。希望者は事前に相談してください）
- (2) 任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までの 1 年以内とし、3 年を限度とします。
- (3) 翌年度以降の任用については、活動実績等を考慮し決定します。また、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

8. 給与・賃金等

月額 211,000 円、期末勤勉手当（年 2 回）

9. 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。
- (2) 隊員の住居は、あらかじめ隊員と協議し、予算の範囲内（賃料月額 60,000 円以内）で市が借上げ、貸与します。また、転出地によっては居住地域が指定される場合があります。
- (3) 生活費用、水道光熱費等は、個人負担となります。
- (4) 休日は、毎週土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）とします。
- (5) 年次休暇及び特別休暇は、八戸市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則によるものとします。

10. 申込受付期間

申込があり次第隨時選考し、採用候補者が募集人数に達した時点で募集を終了します。



11. 審査方法

(1) 応募方法

- ①～⑤の書類を申し込み先へ郵送してください。
 - ①八戸市地域おこし協力隊申込書（様式はホームページからダウンロードしてください）
 - ②住民票の写しの原本（募集日以降のもの）
 - ③納税証明書の原本（募集日以降のもの）
 - ④普通自動車運転免許証のコピー（表面、裏面）
 - ⑤日本語教師の資格を証明できる書類※4のコピー

(2) 選考方法

- ①第1次選考では書類選考を行います。結果を応募者全員に原則として文書で通知します。第1次選考合格者には、第2次選考の日時等を通知します。
- ②第2次選考では、第1次選考合格者を対象に八戸市内で面接を行い、隊員候補者を決定します。面接のために必要な交通費等は個人負担となります。

(3) 隊員候補者決定後

- ・活動開始日は、隊員候補者と協議の上決定します。
- ・住民票は活動開始日決定後に異動してください。

※4 日本語教師の資格を証明できる書類

①大学・大学院で日本語教育を専攻した者

「成績証明書」（見込みの者は「成績証明書」及び「在籍証明書」）

②4大卒+日本語教師養成講座（420時間以上）を修了した者

「卒業証明書」及び「講座の修了証」（見込みの者は「受講決定通知書」及び「受講料領収書」）
ただし、講座の修了証とは、「日本語教育機関の告示基準」（平成28年7月22日法務省入国管理局策定）第1条第1項第13号ニに規定する日本語教員の要件として適当と認められる研修について届出を受理された日本語教員養成研修実施期間・団体のものとする。

③日本語教育能力検定に合格した者

「合否結果通知書」又は「認定結果及び成績に関する証明書」（見込みの者は「受験票」及び「受験料領収書」）

④登録日本語教員の者

「登録日本語教員登録証」（見込みの者は「日本語教員試験合格通知書」）

12. 参考 URL

地域おこし協力隊員募集情報

（移住・くらし情報、観光情報もこちらから）

[https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shiminrenkeisuishinka
/tabunkakyousei/chiikiokoshitai/bosyu.html](https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shiminrenkeisuishinka/tabunkakyousei/chiikiokoshitai/bosyu.html)



13. 申し込み・お問合せ先

八戸市総合政策部 市民連携推進課 国際交流グループ

地域おこし協力隊 担当

〒031-8686 青森県八戸市内丸1-1-1

電話 0178-43-9257（直通）

メール renkei@city.hachinohe.aomori.jp